

国際仲裁合意の成立、有効性、その主張と権利濫用、および、効力の客観的範囲

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 令和 6 年 11 月 26 日

【事 件 番 号】 令和 4 年（ワ）第 20376 号

【事 件 名】 損害賠償等請求事件

【裁 判 結 果】 却下

【参 照 法 令】 仲裁法 14 条 1 項・44 条 1 項 2 号・45 条 2 項 2 号、法の適用に関する通則法 7 条

【掲 載 誌】 金判 1717 号 26 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25616730

明治大学教授 清水 宏

事実の概要

本件は、いずれも日本法人である原告 $X_1 \sim X_3$ が、インターネット上のサイト β を運営する米国法人である被告 Y に対して、同サイトの利用規約に基づき、同サイト利用契約を締結して行った、 X_1 らによる電子書籍の販売に係るロイヤリティの支払いを求めるとともに、 X_3 が、同サイトにおける X_3 のアカウントに対する Y による利用停止措置が違法であるとして、不法行為に基づく損害賠償等の支払いを求めた事案である。これに対して Y は、本案前の抗弁として上記利用契約に挿入された仲裁条項に基づき、訴えの却下を求めたところ、 X_1 らは、①仲裁合意は成立していないこと、②上記利用契約中の申立期限条項により仲裁条項が失効したこと、または、仲裁条項が公序良俗に反して無効であること、③被告による仲裁合意の主張がなされたのは、訴え提起の時から約 2 年後で、権利濫用として許されないこと、そして、④本件仲裁合意は不法行為に基づく損害賠償請求には及ばないこと、を主張して争った。

判決の要旨

訴え却下。

「(1) …… X_1 らは、…… Y の運営する β を利用して、本件規約の定めに沿って電子書籍の販売等を行っていたこと……も併せ考えれば、 X_1 らは、本件仲裁条項を含む本件規約全体を閲覧し、これを理解して本件各契約を締結したものと推認するのが相当であり、 X_1 らと Y との間におい

て、本件仲裁合意が成立したと認められる。…… X_1 らは電子書籍の出版等を営む事業者であること、…… X_1 らは、 Y からロイヤリティの支払を留保された際、 Y に対して本件規約に基づく支払期限等を踏まえた督促のメールを送信する等していることが認められる。これらの事実には照らせば、 X_1 らの役員において、本件仲裁条項を含む本件規約の内容を理解・確知できなかったということはでき……ない。

(3) また、 X_1 らは、本件申立期限条項及び本件仲裁条項について、民法 548 条の 2 第 2 項により合意しなかったものとみなされると主張する。

しかし、 Y は、米国ワシントン州の法人であるから……、本件仲裁合意は国際仲裁に当たり、その成立及び効力については、法の適用に関する通則法 7 条により、第一次的には当事者の意思に従ってその準拠法が定められるべきものと解される（最高裁判所平成 6 年（オ）第 1848 号・平成 9 年 9 月 4 日第 1 小法廷判決・民集 51 巻 8 号 3657 頁参照）。

……本件仲裁合意についても、本件準拠法条項に基づき、米国ワシントン州において適用される法律を準拠法とする旨の合意がされたものと認められる。

したがって、日本の民法が適用されることを前提とした X_1 らの主張は、失当である。」

「(1) …… X_1 らは、本件仲裁条項について、本件申立期限条項により期限を付された仲裁合意であるとして、本件においては期限の経過により仲裁合意が失効した等と主張する。

イ しかし、本件申立期限条項……は、『ロイヤリティと支払い』と題する 5.4 条に含まれ、本件仲裁条項（本件規約 10.1 条）に隣接していないという本件規約の構成に照らせば、本件申立期限条項が本件仲裁条項について失効期限を付する趣旨であると解することはできず、本件申立期限の定める 6 か月の経過をもって仲裁手続の申立てをすることができなくなったとも認められない。

加えて、法 14 条 1 項 2 号に……いう『仲裁合意に基づく仲裁手続を行うことができないとき』とは、仲裁人として選任された者がその任務を行うことができないとき……など、当該仲裁合意に関する手続遂行上の支障がある場合を指すものと解される。本件において、X₁らは、自らの判断で仲裁手続の申立てをしなかったにすぎず、仲裁合意に関する手続遂行上の支障がある場合には当たらない。

……X₁らは、本件仲裁条項について、X₁らの裁判を受ける権利を不当に侵害するものとして公序良俗に反し無効であるから、本件は法 14 条 1 項 1 号に該当すると主張する。

イ しかしながら、X₁らが主張する事情のうち、ロイヤリティの支払に関するやり取りにおける Y の対応の不誠実さをいう点は、本件各契約の締結後の事情であって、本件仲裁条項が公序良俗に反するか否かの判断において考慮すべきものとはいえない。……本件規約には仲裁手続の請求先及び請求方法が明記されていること……に照らせば、本件申立期限条項の定める取引明細書の入手から 6 か月以内に、本件仲裁条項に基づき仲裁手続を申し立てることに支障があったとは認めがたく、……本件仲裁合意によって紛争解決手段が奪われるものとはいえない。」

「……(1) X₁らは、本件における Y の不誠実な対応等を理由として、本件訴訟において Y が仲裁合意の抗弁を主張することが権利の濫用に当たり許されないと主張する。

……本件訴訟が訴え提起から相当期間を経過したのは、外国送達を要したこと……等によるものでもあり、……Y が上記主張をしたのが本件訴えの提起から約 2 年間経過後であることをもって、権利の濫用に当たることを基礎づけるものとはいえない。」

「……(1) X₃は、本件利用停止措置が講じられたことを理由とする不法行為に基づく損害賠償

請求には、本件仲裁条項は適用されないと主張する。……X₃の主張する不法行為に基づく損害賠償請求は、……、『βに関連する請求』に当たすることは明らかである。また、本件仲裁条項において、不法行為に基づく損害賠償請求への適用を除外していると解すべき事情も認められない。」

「……よって、Y の仲裁合意の抗弁（妨訴抗弁）には理由があり、本件訴えは不適法であるからこれを却下する」。

判例の解説

一 はじめに

本判決は、日本法人と米国法人との間のインターネット・ウェブサイトの利用に関する損害賠償等請求訴訟において、仲裁合意の成立、有効性、および仲裁合意の効力の範囲等が争われ、訴えが却下された事案である。

二 各争点の検討

1 有効な仲裁合意の存在の主張と妨訴抗弁

国際民事訴訟において、いわゆる仲裁の抗弁の訴訟法的な効果を、いずれの法域の法に従って判断すべきかについては、法廷地法に従うものとされている¹⁾。そして、仲裁の抗弁が認められれば、原則として、受訴裁判所は訴えを不適法として却下しなければならない（仲裁法 16 条 1 項本文・3 条 2 項）。

2 仲裁合意の成立

本件において原告らは、被告の運営するインターネット上のサイト「β」に関する利用規約（以下、本件規約とする）に基づく利用契約（以下、本件契約とする）を締結しているが、同規約に挿入されていた仲裁条項（以下、本件仲裁条項とする）にも同意したものであるとして仲裁合意が成立したといえるかが問題となった。

こうした仲裁合意の成立に関する準拠法決定基準としては、当事者間の合意を基礎とする紛争解決手続である仲裁合意の本質に鑑み、法律行為の抵触規則を定める法の適用に関する通則法 7 条によるべきとする見解²⁾、条理によるべきとする見解³⁾、ニューヨーク条約 5 条 1 項 (a) の定める仲裁合意の抵触規則によるべきとする見解⁴⁾、仲裁法 44 条 1 項 2 号および 45 条 2 項 2 号における

仲裁合意の抵触規則によるべきとする見解⁵⁾、仲裁地法への客観的連結を説く見解⁶⁾がある。この点につき、仲裁が当事者間の合意に基づく手続であることから、仲裁合意の準拠法を決定する連結点として当事者の合意は欠かせないものと解される。また、仲裁法が制定されており、その44条1項2号および45条2項2号によれば、仲裁判断の取消しないしは承認・執行に際し、仲裁合意の成否につき、第一次的には「当事者が合意による仲裁合意に適用すべきものとして指定した法令」によって判断されることになっている。さらに、仲裁合意の成否等が争われる局面によって準拠法が異なる結果、仲裁合意の成立が認められて訴えが却下されたが、仲裁合意に基づく仲裁判断は、仲裁合意が成立していないとして承認・執行が拒絶されるような事態は避けなければならない⁷⁾。したがって、仲裁法44条1項2号および45条2項2号における仲裁合意の抵触規則によるのが妥当であると解する⁸⁾。

本件では、本件契約につき、米連邦仲裁法、適用される米連邦法、および米ワシントン州法の適用を受ける旨の条項がある。そして、これらが仲裁合意の成立に関する準拠法を定めたものであるかは明言されていないが、当該条項の対象が本件契約に係る紛争一般であることや、指定された準拠法中に米連邦仲裁法が挙げられていること等を鑑みれば、当該条項は仲裁合意の成立に関して準拠法を指定したものと解すべきであり、本件では、米連邦法および米ワシントン州法が仲裁合意の成立の準拠法であると解される。そして、仲裁合意には、当事者が連邦仲裁法に代えて、または、加えて、州の仲裁法を適用する意思を明示しない限り、連邦仲裁法が優先適用される⁹⁾。もっとも、連邦仲裁法には仲裁合意の成立を直接規律する規定はないため、契約締結時の状況や経緯等の諸般の事情を総合して当事者の意思を探究し、当事者が仲裁合意の存在を認識・理解し、かつそれに拘束される意思を有していたかで、合意の成否を判断すべきである¹⁰⁾。本件では、原告らが本件仲裁条項を認識・理解し、かつそれに拘束される意思を有していたかは明確でないが、原告らは本件契約に基づいて事業を行い、ロイヤリティの支払いの督促を行っており、本件契約の細部にわたり詳細に認識・理解していたものと解される。にもかかわらず、本件仲裁条項について異議を留めて

いないことから、仲裁合意に拘束される意思があったものとみなし、合意の成立を認めるのが合理的であると解される。

また、原告らは、本件契約が定型約款を用いたものであるとし、日本の民法548条の2第2項に基づいて、合意をしなかったものとみなすべきであるとの反論も行っているが、本件における仲裁合意の準拠法は米連邦法および米ワシントン州法であるため、日本の民法548条の2の適用はなく、原告らの反論は認められるべきではない。

3 仲裁合意の有効性

本件契約には、ロイヤリティの支払いに関する5.4条において、申立ての期限を定める条項（以下、本件申立期限条項とする）がおかれている。そのため、原告らはこの条項が仲裁条項にも適用され、仲裁条項自体が失効した旨の反論をしている。この点については、本件申立期限条項は、上述のようにロイヤリティの支払いに関して5.4.7条に定められているのに対して、本件仲裁条項は「紛争」という題名の下、10.1条に定められており、その位置関係からは、また、仲裁合意の分離可能性からも、本件契約の解釈として、本件申立期限条項が仲裁申立てをも対象としていると解するのは妥当でなく、本件仲裁条項に基づく仲裁合意は失効していないと解される。

また、原告らは本件申立期限条項が本件仲裁条項にも適用されることを前提として、短い申立期間のため、「仲裁合意に基づく仲裁手続を行うことができない」（仲裁法14条1項2号）だったと反論している。この点について、同条同号は、選任が合意されていた仲裁人候補者が死亡した場合等、手続遂行上の支障がある場合を指すものと解される¹¹⁾。本件の事情の下では、仲裁申立てがなされなかったのは原告らの手続選択に係る判断によるものであり、手続遂行上の支障はなかったものと解される。

さらに、短い申立期間、および、被告が原告らとの協議に誠実に応じなかったことを考慮すると、本件仲裁条項は原告らの裁判を受ける権利を侵害し、公序良俗（民法90条）に違反し無効（仲裁法14条1項1号参照）であると反論している。この点、繰り返しになるが、本件仲裁合意に本件申立期限条項の適用はなく、また、被告が協議に誠実に応じなかったことは契約が有効に成立した

後の紛争にすぎず、それをもって契約自体の有効性を論じることはできない。また、再言するが、仲裁申立てに関し手続上の支障はなかったのであり、原告らの裁判を受ける権利を不当に侵害し、公序良俗に反して無効とはいえない。

以上により、仲裁合意の効力を否定する理由はないと解する。

4 仲裁の主張と権利濫用

原告らは、上述のように、申立期間が短いこと、および、被告らが誠実に協議に応じなかったことから、原告らによる仲裁申立てができなかったことに加え、本件における仲裁の抗弁は、原告の訴え提起の約2年後に提出されたことから、権利濫用であり許されないとして争っている。この点について、仲裁の抗弁が権利濫用として許されないかという問題は主張の採否の問題で¹²⁾、その準拠法は法廷地法であり、当該主張が権利濫用に当たる場合には許されないものと解される（民事訴訟法2条参照）。この点につき、とりわけ、本件訴訟における被告は米国人であるところ、外国への訴状送達は民事訴訟法108条に基づき、国際司法共助によることになる。たとえば、ハーグ送達条約による場合、送達完了まで6か月から1年超の期間を要することが多いとされる¹³⁾。こうしたことを鑑みれば、約2年の経過はあまりにも時間がかかりすぎているとはいえず、当該主張は訴訟行為として権利濫用に当たらないものと解される。

5 仲裁合意の効力の客観的範囲

原告X₃は、被告がX₃のアカウントの停止が不法行為に該当するとして、損害賠償を請求し、また、不法行為に基づく損害賠償請求に本件仲裁合意の効力は及ばないとして争っている。この点、仲裁合意の効力の範囲は、上述した仲裁合意の成立と同様に、仲裁判断の取消事由および承認・執行事由を定める仲裁法44条1項2号および45条2項2号における仲裁合意の抵触規則によって判断されるべきであり¹⁴⁾、本件においては、米連邦法および米ワシントン州法が仲裁合意の効力の範囲に関しても準拠法となるものと解される。そして、優先適用される連邦仲裁法の下では、不法行為に関する請求も仲裁合意の効力の客観的範囲に含まれるとされており¹⁵⁾、特定の紛

争を除外する明示の合意がない限り、契約に関連する不法行為等を原因とする請求も仲裁合意の対象となるものと解される¹⁶⁾。したがって、本件におけるX₃による不法行為請求についても仲裁合意の効力範囲に含まれると解される。

三 本判決の意義

以上により、本判決は結論において正当であると解される。そして、国際的な企業間の電子商取引が今後も拡大することが想定されることを鑑みれば、参考になるものとして大きな意義がある。

●——注

- 1) 山本和彦＝山田文『ADR 仲裁法〔第2版〕』（日本評論社、2015年）378～379頁〔山本和彦、中村達也『仲裁法概説』（成文堂、2022年）315頁、329頁。]
- 2) 最判平9・9・4民集51巻8号3657頁。小島武司＝猪股孝史『仲裁法』（日本評論社、2014年）602～604頁参照。
- 3) 櫻田嘉章「判批」民商78巻6号855頁など。
- 4) 道垣内正人・判評480号30～31頁など。
- 5) 山本＝山田・前掲注1）378～380頁〔山本、中村・前掲注1）331～333頁、中野俊一郎『国際仲裁と国際私法』（信山社、2023年）20～22頁、202頁など。なお小島＝猪股・前掲注2）616頁。
- 6) 高桑昭『国際商事仲裁法の研究』（信山社、2000年）100～105頁。
- 7) 山本＝山田・前掲注1）378頁〔山本、小島＝猪股・前掲注2）616頁。
- 8) その文脈では、最判平9・9・4は先例としての役割が低下していると解される。三木浩一＝山本和彦編『新仲裁法の理論と実務』（有斐閣、2006年）119～120頁〔中野俊一郎発言〕参照。
- 9) See, *Mastrobuono v. Shearson Lehman Hutton, Inc.*, 514 U.S. 52, 62-64 (1995).
- 10) 神戸地判昭32・9・30下民集8巻9号1843頁、小山昇「判批」民商68巻4号660頁、山本＝山田・前掲注1）316～317頁〔山本、中村・前掲注1）55～56頁。
- 11) 近藤昌昭＝後藤健＝内堀宏達＝前田洋＝片岡智美『仲裁法コンメンタール』（商事法務、2003年）56～57頁、中村・前掲注1）69頁。
- 12) 東京地判平23・3・10判タ1358号236頁。
- 13) 古田啓昌『国際民事訴訟法入門』（日本評論社、2012年）103～104頁。
- 14) 山本＝山田・前掲注1）378～380頁〔山本、中村・前掲注1）355頁。
- 15) See, *Earth Science Tech, Inc., v. Impact UA, Inc.*, No. 19-10118 (11th Cir. Apr. 14, 2020).
- 16) 山本＝山田・前掲注1）322～323頁〔山本、小島＝猪股・前掲注2）137頁、中村・前掲注1）99頁参照。